

議第 8 5 号

高山市火災予防条例の一部を改正する条例について

高山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い改正しようとする。

高山市火災予防条例の一部を改正する条例

高山市火災予防条例（平成16年高山市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号に定めるものは、第1号から第11号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第12号から第18号までに掲げる設備とする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>蓄電池設備（4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）</u></p> <p>(17)・(18) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号に定めるものは、第1号から第11号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第12号から第18号までに掲げる設備とする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 蓄電池設備</p> <p>(17)・(18) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(変電設備)</p> <p>第18条 室内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第18条 室内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、<u>原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同</u></p>

自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) その^{きょう}筐体は、不燃性の金属材料で造ること。

(3) (略)

(4) 雨水等の侵入防止の措置を講ずること。

(5) (略)

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に

にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。))にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その^{きょう}筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3) (略)

(4) その筐体は雨水等の侵入防止の措置を講ずること。

(5) (略)

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、

電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17)・(18) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第20条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒し

電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18)・(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第20条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延

ないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第16条第4号、第18条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(避雷設備)

第23条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第16条第4号、第18条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第18条の2第1項第4号の規定を準用する。

(避雷設備)

第23条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第33条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次に各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに、客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全

第33条 (略)

2 (略)

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに、客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における

面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出なければならない。

(1)～(16) (略)

(17) 蓄電池設備

(18)・(19) (略)

全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出なければならない。

(1)～(16) (略)

(17) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(18)・(19) (略)




改正前

別表第1 (第3条、第27条関係)

種類		離隔距離 (cm)						備考	
		入力	上方	側方	前方	後方			
炉の部～温風暖房機の部 (略)									
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不燃以外の項 (略)						注：機器本 体上方の 側方又は 後方の離 隔距離を 示す。	
		開放式	組込型こんろ・グリル付こん ろ・グリドル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グリル付こん ろ・グリドル付こんろ	14kw以下	80	0	—		0
			据置型レンジ	21kw以下	80	0	—		0
上記に分類されないものの款 (略)									
ボイラーの部～電気温水器の部 (略)									

備考 (略)

別表第2 (第33条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、 地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、 地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

改正後

別表第1 (第3条、第27条関係)

種類		離隔距離 (cm)						備考	
		入力	上方	側方	前方	後方			
炉の部～温風暖房機の部 (略)									
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不燃以外の項 (略)						注：機器本 体上方の 側方又は 後方の離 隔距離を 示す。	
		開放式	組込型こんろ・グリル付こん ろ・グリドル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グリル付こん ろ・グリドル付こんろ	14kw以下	80	0	—		0
			据置型レンジ	21kw以下	80	0	—		0
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料と するもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		木炭を燃料と するもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
上記に分類されないものの款 (略)									
ボイラーの部～電気温水器の部 (略)									

備考 (略)

別表第2 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第18条の2第1項の改正（同項第4号に係る部分を除く。次項において同じ。）並びに第23条第1項、第33条及び別表第2の改正並びに次項並びに附則第3項及び第4項の規定
令和5年10月1日
 - (2) 第2条第2項第16号、第18条第1項第4号、第18条の2第1項第4号、第20条、第64条第17号及び別表第1の改正並びに附則第5項から第7項までの規定
令和6年1月1日

(経過措置)

- 2 第18条の2第1項の改正の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている前項第1号に掲げる改正による改正後の高山市火災予防条例（以下「第1号新条例」という。）第18条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 第1号新条例第33条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 附則第1項第1号に掲げる改正の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている第1号新条例第33条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、第1号新条例第33条第4項の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。
- 5 附則第1項第2号に掲げる改正の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び同号に掲げる改正による改正後の高山市火災予防条例（以下「第2号新条例」という。）第20条第1項に規定する蓄電池設備（附則第7項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、第2号新条例第18条第1項第4号（第2号新条例第13条の2第1項及び第3項、第18条第3項、第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。
- 6 附則第1項第2号に掲げる改正の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている第2号新条例第20条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、第2号新条例第20条第1項の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。
- 7 第2号新条例第20条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、附則第1項第2号に掲げる改正の施行の際現に設置されているもの及び同号に掲げる改正の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないもの

については、当該規定は、適用しない。